

1 学校における医療的ケア

(1) 目的

医療的ケアを実施することにより、安全で安心な学校生活の中で、教育効果のある学習活動を保障する。

(2) 対象となる児童生徒

医師がいない状況でも、医師の指示に基づき医療的ケアが安全に実施でき、学習活動に参加できる児童生徒。

※ 看護師が実施可能な医療的ケア6項目のいずれかを必要とし、校内安全委員会における実施可能性についての判断が必要。

※ 必要に応じて学校長と特別支援教育課が協議を行う。

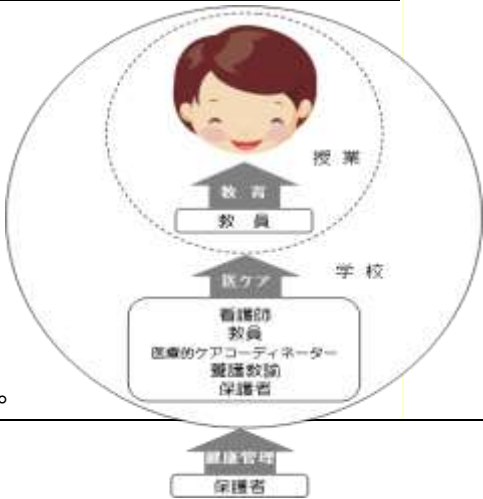
(3) 内容

実施者	内 容
看護師	① 吸引(口腔内・鼻孔内吸引、気管内吸引) ② 経管栄養(鼻套管留置による注入、留置以外の注入、胃瘻部・腸瘻部からの注入) ③ 導尿(導尿、自己導尿の自立に向けて指導・管理) ④ 酸素吸入(酸素ボンベの交換、吸入器具の装着) ⑤ 薬液の注入・吸入 ⑥ 人工呼吸器の管理(学校体制での受入れが可能となった児童生徒について)
教 員 (研修終了者)	① 吸引(口腔内：咽頭手前のみ) ② 経管栄養(看護師の確認が必要) ※平成24年度より、半固形物の手押しの注入を一手技として加えています。
医療的ケア コーディネーター 養護教諭	① 関係者の連絡調整
保護者	① 日常の健康管理 ② 児童生徒の体調チェックと学校への連絡、登校判断 ③ 看護師等の対応が困難な時の医療的ケアの支援

※ 各校の実施体制により、対応できる医療的ケアの内容・回数等が異なることがあります。

学校長・医療的ケアコーディネーターとよく相談をしてください。

※「教員」による医療的ケアは、看護師在校時のみに可能です。



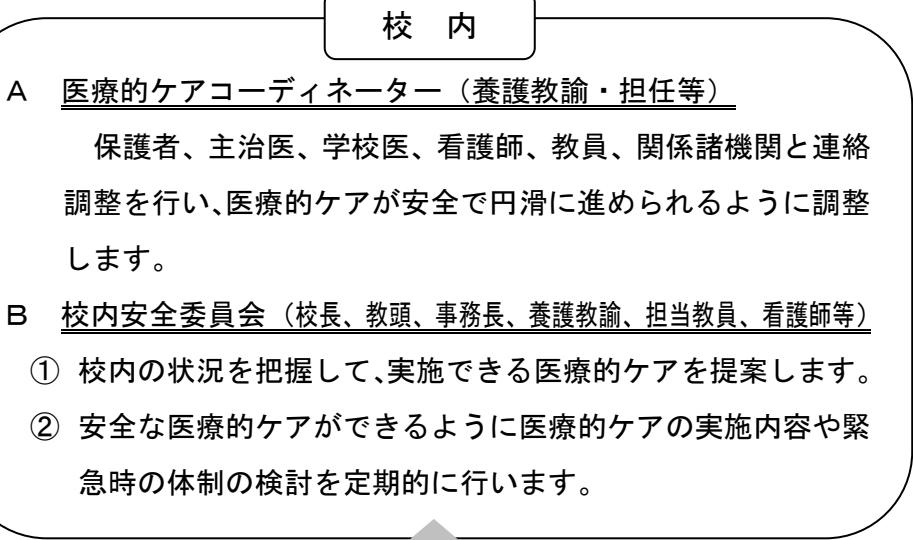
2 医療的ケアが必要な児童生徒の教育形態には次のような形態があります

A 通 学：毎日学校に通って教育を受けます。

B 訪問教育：教員が家庭や病院等を訪問し、教育を行います。また、健康状態によっては、「スクーリング」として学校での教育を受けることもできます。

※ 医療的ケアはA及びBのうちのスクーリングの場合に実施できます。

3 医療的ケアを支える仕組み



C 医療的ケア運営協議会

医療的ケアが安全かつ適正に運営できるように県教育委員会に設置されています。

D 県教育委員会(特別支援教育課)

必要に応じて医療的ケアの実施内容について、学校長と協議を行います。

E 看護師、教員の研修と情報交換

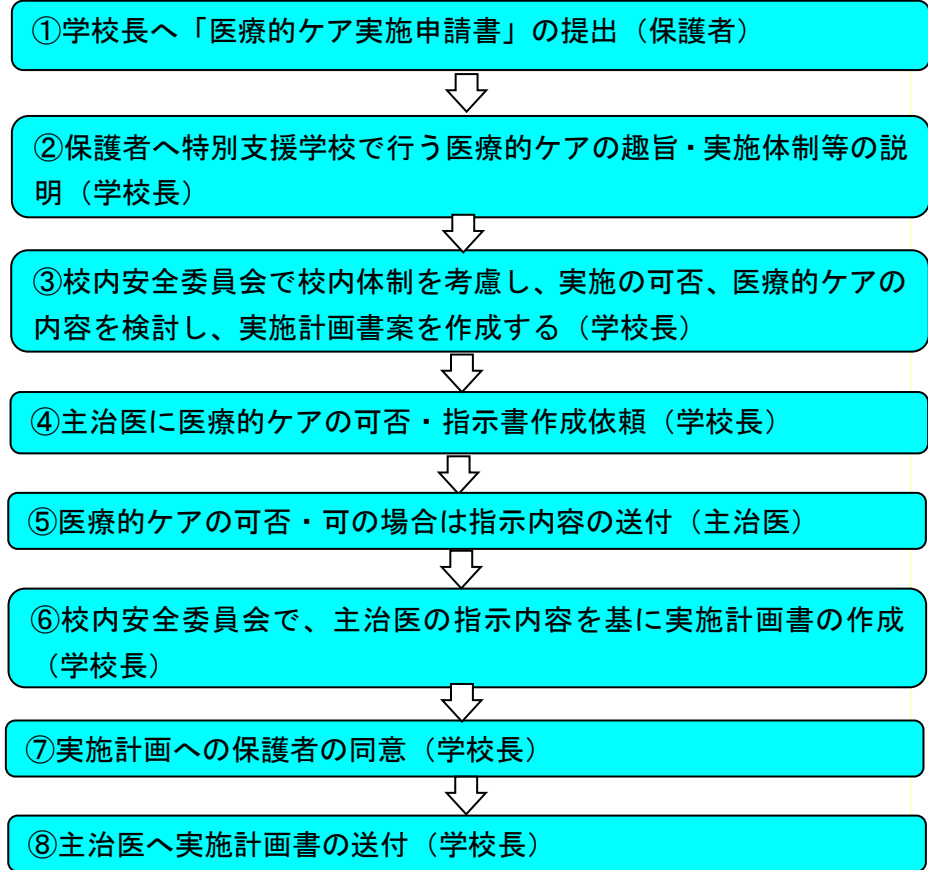
県教育委員会・学校は、病院等と連携して医療的ケアを実施する教員や看護師の研修等を実施しています。

4 医療的ケアの実施手順

(1) 入学前

- ① 市町村教育委員会の就学相談を受けます。
- ② 特別支援学校の教育相談において、家庭訪問や体験学習を行い、お子さんにとってどのような教育形態が望ましいのかを、保護者の意見をお聞きしながら検討します。

(2) 医療的ケアは以下の手順で実施します。



※ 指示書等にかかる費用は保護者の負担になります。小児診療情報提供書により保険適用となる場合もあります。

なお、指示書は原則として1年に一度提出願います。

※ 医療的ケアの内容に変更があった場合は、「変更申請書」を提出していただきます。

※ 校内安全委員会で、一人一人のお子さんについて緊急時の対応マニュアルを作り、それに沿って対応します。

(3) 地域生活の充実・卒業後の支援体制構築に向けて

支援会議等、必要に応じて医療・福祉関係者等とも連携を図りながら、『個別的教育支援計画』に医療的ケアの内容を明記します。また、卒業後の支援体制構築に向けて、早くから関係機関と連携を図っていくことが大切です。

医療的ケアQ & A

Q 1 訪問教育から始めても進級時や年度の途中から医療的ケアを受けながら通学に変更することは可能ですか。また、その逆も可能ですか。

A：年度の途中から変更することはできませんが、進級時には訪問教育から通学へ、通学から訪問教育へどちらにも変更することができます。お子さんの体調に合わせ、よりよい学習環境について学級担任・医療的ケアコーディネーターと相談しましょう。

Q 2 医療的ケアは校外学習や修学旅行でも可能ですか。

A：修学旅行などの泊を伴うもの、遠足など泊を伴わないものどちらも看護師が同行し、医療的ケアを受けることができます。しかし、引率により校内の医療的ケアの体制が整わないなど学校の事情により、看護師が同行できない場合には、保護者の付き添いをお願いすることもあります。

Q 3 医療的ケアの機器の保管は学校で行ってもらえますか。

A：医療的ケアに必要な機器は保護者に準備・管理していただきます。酸素ボンベ等、予備を学校で保管する場合にも、安全に使用できるよう、定期的に点検をお願いします。

Q 4 人工呼吸器を装着した児童生徒は、どのような手続きをしたら保護者の付き添いがなく登校できますか。

A：「特別支援学校における学校体制による人工呼吸器を使用している児童生徒への対応ガイドライン」に則って、段階的に校内での調整会議、主治医からの指示書や手技の伝達、特別支援学校における医療的ケア運営協議会での審議等を経て、安全・安心に実施できることが認められた場合は、保護者の付き添いがないでも登校することができます。ただし、入学後はしばらく保護者の方の付添いをお願いすることになります。

Q 5 医療的ケアを受けている児童生徒は登下校のスクールバスに乗ることは可能ですか。

A：登下校時のスクールバスに看護師は乗っていません。スクールバス乗車中に、吸引や酸素吸入などの医療的ケアが必要な児童生徒は乗車することは困難です。

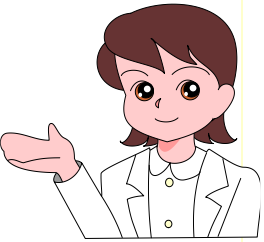
6 安全安心な医療的ケアを実施するために

①医師がいない学校での医療的ケアは、実施する看護師等の心理的負担が大きくなります。理解して協力しましょう。

②お子さんの医療的ケアについては常に主治医等と連携をはかり、校内安全委員会で検討してもらう必要があります。

③お子さんの体調や医療的ケアの実施に伴う心配なことがある時には必要に応じて保護者に付き添っていただいたり、登校についてご相談をさせていただいたりすることがあります。

④お子さんの医療的ケアについて、気軽に医療的ケアコーディネーターに相談をしましょう。支援会議を開くことができます。
(例えばこんな時に)
・学校生活の中で安全に医療的ケアを実施するために
・泊を伴う行事参加について



特別支援学校における

児童生徒の医療的ケアについて



多くの特別支援学校で医療的ケアが行われています。

本リーフレットは、関係するたくさんの方々が「学校における医療的ケア」について正しく理解し、互いに協力し合いながら、安全で安心な医療的ケアを実施することにより、児童生徒が充実した学校生活を送れることを願って作成しています。

今後も、各地での実践を通して、更に活用しやすいものとなるよう必要な改善を加えていきます。

令和7年9月 一部改訂

長野県教育委員会 特別支援教育課

【問合せ先】

医療的ケアを実施している特別支援学校

飯山養護学校（飯山市）	TEL	0269-67-2580
長野盲学校（長野市）	TEL	026-243-7789
長野養護学校（長野市）	TEL	026-296-8393
若槻養護学校（長野市）	TEL	026-295-5060
稲荷山養護学校（千曲市）	TEL	026-272-2068
上田養護学校（上田市）	TEL	0268-35-2580
小諸養護学校（小諸市）	TEL	0267-22-6300
安曇養護学校（池田町）	TEL	0261-62-4920
松本盲学校（松本市）	TEL	0263-32-1815
松本ろう学校（松本市）	TEL	0263-58-3094
松本養護学校（松本市）	TEL	0263-59-2234
寿台養護学校（松本市）	TEL	0263-86-0046
木曽養護学校（木曽町）	TEL	0264-22-3553
諏訪養護学校（富士見町）	TEL	0266-62-5600
花田養護学校（下諏訪町）	TEL	0266-28-3033
伊那養護学校（伊那市）	TEL	0265-72-2895
飯田養護学校（喬木村）	TEL	0265-33-3711

長野県教育委員会特別支援教育課

TEL 026-235-7456

FAX 026-235-7459

E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp